

平成 25 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ジー・テイスト  
代表者名 代表取締役社長 稲吉 史泰  
(コード: 2694、JASDAQ)  
問合せ先 執行役員管理本部長 岩崎 友也  
(TEL. 022(762)8540)

会 社 名 株式会社ジー・ネットワークス  
代表者名 代表取締役社長 阿久津 貴史  
(コード: 7474、東証第2部)  
問合せ先 管理本部長 小西 隆弘  
(TEL. 0836(83)5511)

会 社 名 株式会社さかい  
代表者名 代表取締役社長 山下 淳  
(コード: 7622、JASDAQ)  
問合せ先 財務経理部長 平野 泰正  
(TEL. 052(910)1729)

### 合併による株式会社ジー・テイスト、株式会社ジー・ネットワークス及び 株式会社さかいの経営統合並びに会社分割による新会社設立に関するお知らせ

株式会社ジー・テイスト（本社：仙台市宮城野区榴岡二丁目 2番 10号、代表取締役社長 稲吉 史泰、以下「ジー・テイスト」といいます。）、株式会社ジー・ネットワークス（本社：山口県山陽小野田市大字西高泊字西大塚 1198 番地4、代表取締役社長 阿久津 貴史、以下「ジー・ネットワークス」といいます。）及び株式会社さかい（本社：名古屋市北区黒川本通二丁目 46 番地、代表取締役社長 山下 淳、以下「さかい」といいます。）は、平成 25 年 5 月 15 日開催の取締役会において、3社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を実施することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

本経営統合にあたり、ジー・テイスト、ジー・ネットワークス及びさかい（以下「統合 3 社」といいます。）は、それぞれの飲食店舗運営事業を平成 25 年 8 月 1 日を効力発生日として、株式会社クック・オペレーション（新設会社、以下「クック・オペレーション」といいます。）に共同新設分割（以下「本件分割」といいます。）により承継させ、併せて統合 3 社は同日を効力発生日として、ジー・テイストを存続会社とする合併（以下「本件合併」といいます。）を実施することを決議いたしました。これを受け、統合 3 社は、本日付で、共同新設分割計画を作成し、また合併契約を締結いたしました。

なお、ジー・テイストは、本日付の「定款の一部変更に関するお知らせ」及び「資本金の額及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」においてお知らせいたしました通り、本件合併に際して、定款変更及び資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うことを取締役会において決議するとともに、平成 25 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会に、これらに係る議案を付議することを決議いたしました。

#### 1. 本経営統合について

##### (1) 本経営統合の目的

ジー・テイストは、昭和 34 年 11 月に設立された、「仙台平禄」、「とりあえず吾平」を中心とする多業態の直営及び FC 展開事業等を営む会社です。ジー・ネットワークスは、昭和 41 年 5 月に設立

された、「長崎ちゃんめん」、「おむらいす亭」を中心とする多業態の直営及び FC 展開事業等を営む会社です。さかいは、昭和 55 年 5 月に設立された、「焼肉屋さかい」を中心とする多業態の直営及び FC 展開事業を営む会社です。

統合 3 社の親会社である株式会社ジー・コミュニケーション（以下「ジー・コミュニケーション」といいます。）並びに統合 3 社を含むジー・コミュニケーションの子会社（併せて以下「Gcom グループ」といいます。）は、国内外 1,000 店舗のネットワークを最大限に活用し、主力である外食事業の活性化を図ると同時に、Gcom グループの経営理念である共存共栄の精神で事業に取り組んでまいりました。そして、統合 3 社は、Gcom グループとして、それぞれ独自の飲食事業・教育事業等を、概ね地域別に運営しつつ、一方で地域的・業態的な補完関係を築くために相互に業務提携を行ってまいりました。

もっとも、わが国の経済状況は、政権交代後の金融政策への期待が要因となり、円安や日経平均株価の大幅な上昇によって悪化に歯止めがかかったものの、企業の生産や個人消費などの内需の伸びは依然不透明な状況となっております。とりわけ、統合 3 社における主要事業である外食産業においては、お客様の節約志向による個人消費の低迷・低価格競争が続いており、同時に原材料費の高騰など業界を取り巻く経営環境は依然として厳しい環境となっております。このような外食産業の厳しい経営環境に直面し、警戒感を強め事業基盤を強化しつつ、コストを削減するとともに、機動的な意思決定による行動の迅速化を可能とする経営体質の効率化が緊急の課題となっております。

他方で、Gcom グループは、株式会社神戸物産を Gcom グループのスポンサーとしてむかえ、新たな体制で企業価値の向上を目指すこといたしましたが、同社との取引関係の構築、六次産業への取り組みとともに、同社からの Gcom グループ一体での仕入・物流機能の共通化によるコスト削減と、商品力の強化並びに店舗設備の改善・強化などを図ることが可能になると考えております。そして、これによる企業価値向上の効果を最大化するためには、従来の地域別の事業運営ではなく、全国的な仕入・物流を含む取引関係等の一体化を進めすることが最善であると考えました。

また、上記の通り、統合 3 社における共通の重要課題である経営体質の効率化に対応するべく、統合 3 社の有する人材及びノウハウ等の経営資源を融合し持続的な成長と企業価値の最大化を図るために、飲食事業・教育事業等の事業において、地域別に重複した部門を再編・統合し、統合 3 社における総合的な経営・管理体制を構築し、経営資源の集中と効率化による競争力の強化・売上の拡大と収益率の向上を図ることいたしました。

そこで、過去の M&A 等による成長戦略を通じて、多業態運営のノウハウ・様々なフランチャイズシステムの運営経験、そして成功要因を獲得し、また自社を本部として運営する店舗網を全国に築いていること等、合併による規模拡大に対して、短期間で統合に向けた効果を最大限に発揮できる仕組みを有しているジー・テイストを中心として、ジー・ネットワークス及びさかいと統合することを決定いたしました。また、このような形態での統合により、多業態に亘るフランチャイズ事業を統括管理することが可能となることから、取引関係等の一体化・競争力の強化・売上の拡大、収益率の向上に加え、加盟フランチャイジーに対して多くの事業機会を提供する形にも繋がると考えております。

さらに、経営体質の効率化の対応策の一つとして、統合 3 社が営んできた飲食事業のうち、直営の飲食店舗運営事業については、消費者の志向・ライフスタイルの変化やトレンド、競合店の状況等を的確に掴み、環境変化に柔軟に対応するため、本件分割により設立する事業運営子会社に対して権限委譲を行い、機動的かつ柔軟な意思決定と業務執行を目指すこといたしました。なお、将来における追加の会社分割については現時点では未定ですが、上記飲食店舗運営事業で全国を網羅できることから、統合 3 社が営んできた飲食事業のうちの FC 事業、ジー・テイスト及びジー・ネットワークスが営んできた教育事業、ジー・ネットワークスが営んできた食品加工事業及び建物の設計施工事業については本件分割の対象としておりません。

(2) 本経営統合の日程

取 締 役 会 決 議 日 ( 3 社 )	平成 25 年 5 月 15 日
合 併 契 約 締 結 日	平成 25 年 5 月 15 日
定 時 株 主 総 会 ( ジー・ネットワークス )	平成 25 年 6 月 24 日 ( 予定 )
定 時 株 主 総 会 ( ジー・テイスト )	平成 25 年 6 月 26 日 ( 予定 )
定 時 株 主 総 会 ( さ か い )	平成 25 年 6 月 27 日 ( 予定 )
最 終 売 買 日 ( ジー・ネットワークス 及び さかい )	平成 25 年 7 月 26 日 ( 予定 )
上 場 廃 止 日 ( ジー・ネットワークス 及び さかい )	平成 25 年 7 月 29 日 ( 予定 )
分 割 ・ 合 併 期 日 ( 効 力 発 生 日 )	平成 25 年 8 月 1 日 ( 予定 )

(注) なお、本件分割は、会社法第 805 条の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく行います。

2. 本件分割について

(1) 本件分割の目的

上記「1. (1) 本経営統合の目的」をご参照ください。

(2) 本件分割の要旨

① 本件分割の日程

上記「1. (2) 本経営統合の日程」をご参照ください。

② 本件分割の方式

統合 3 社を分割会社とし、3 社が共同で設立するクック・オペレーションを新設会社とする共同新設分割です。

③ 本件分割に係る割当ての内容

クック・オペレーションは、本件分割に際して普通株式 26,000 株を発行し、ジー・テイストに 10,000 株、ジー・ネットワークスに 9,000 株、さかいに 7,000 株をそれぞれ割り当てます。

④ 分割交付金

本件分割にあたって、分割交付金の支払はありません。

⑤ 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

ジー・テイストは新株予約権を発行していますが、当該新株予約権の取り扱いにつきましては、本件分割による変更はありません。

また、統合 3 社は、それぞれ新株予約権付社債を発行していますが、これらの新株予約権付社債の取り扱いにつきましては、本件分割による変更はありません。

⑥ 本件分割により増減する資本金

本件分割による統合 3 社の資本金等の変動はありません。

⑦ 承継会社が承継する権利義務

クック・オペレーションは、本件分割に際して、統合 3 社から飲食店舗運営事業に関する資産、負債、契約上の地位及びその他の権利義務を承継します。なお、クック・オペレーションが統合 3 社から承継する債務のすべてについては、統合 3 社が各々重畳的債務引受けを行います。

## ⑧ 債務履行の見込み

本件分割において、統合3社及びクック・オペレーションの負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

### (3) 本件分割に係る割当ての内容の算定根拠等

#### ① 算定の基礎

本件分割の株式割当比率については、その公正性・妥当性を確保するため、統合3社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式割当比率の算定を依頼することとし、ジー・テイストはアルバース証券株式会社（以下「アルバース証券」といいます。）、ジー・ネットワークスはフロンティア・マネジメント株式会社（以下「フロンティア・マネジメント」といいます。）、さかいは松山公認会計士事務所を、算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

アルバース証券は3社の株式割当比率を算定するため、本件分割の対象となる飲食店舗運営事業の価値につき、ディスカウントド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）により算定を行いました。DCF法における株式割当比率の算定レンジは以下の通りです。

	ジー・テイスト	ジー・ネットワークス	さかい
DCF法	1	0.83～1.22	0.67～1.01

アルバース証券は、株式割当比率の算定にあたり検討した公開情報及び3社から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自に正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また、3社の飲食店舗運営事業の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含む。）の時価又は公正価値について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、3社から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、各社の経営陣により現在可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に従い各社の飲食店舗運営事業の財務状況が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくこれらの予測及びそれに関連する資料に依拠しております。

アルバース証券の株式割当比率の算定は、平成25年5月14日現在までの上記情報等を反映したものであります。

フロンティア・マネジメントは、3社の株式割当比率を算定するため、本件分割の対象となる飲食店舗運営事業の価値につき、DCF法により算定を行いました。DCF法における株式割当比率の算定レンジは以下の通りです。

	ジー・テイスト	ジー・ネットワークス	さかい
DCF法	1	0.86～1.11	0.65～0.80

フロンティア・マネジメントは、株式割当比率の算定にあたり検討した公開情報及び3社から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自に正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また、3社の飲食店舗運営事業の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含む。）の時価又は公正価値について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、3社から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、各社の経営陣により現在可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に従い各社の飲食店舗運営事業の財務状況が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくこれらの予測及びそれに関連する資料に依拠しております。

フロンティア・マネジメントの株式割当比率の算定は、平成25年5月14日現在までの上記情報等を反映したものであります。

松山公認会計士事務所は3社の株式割当比率を算定するため、本件分割の対象となる飲食店舗運営事業の価値につき、DCF法により算定を行いました。DCF法における株式割当比率の算定期間は以下の通りです。

	ジー・テイスト	ジー・ネットワークス	さかい
DCF法	1	0.84～1.72	0.61～1.24

松山公認会計士事務所は、株式割当比率の算定期間にあたり検討した公開情報及び3社から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自に正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また、3社の飲食店舗運営事業の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含む。）の時価又は公正価値について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、3社から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、各社の経営陣により現在可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に従い各社の飲食店舗運営事業の財務状況が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくこれらの予測及びそれに関連する資料に依拠しております。

松山公認会計士事務所の株式割当比率の算定期間は、平成25年5月14日現在までの上記情報等を反映したものであります。

なお、DCF法の算定期間の基礎として、ジー・テイストがアルバース証券、フロンティア・マネジメント及び松山公認会計士事務所に提供した同社の飲食店舗運営事業の利益計画において、大幅な減益を見込んでいる事業年度がありますが、これは、同社事業における販売費及び一般管理費の増加により業績が落ち込むことが見込まれているためです。

ジー・ネットワークスが、アルバース証券、フロンティア・マネジメント及び松山公認会計士事務所に提供した同社の飲食店舗運営事業の利益計画において、大幅な増益を見込んでいる事業年度がありますが、これは、同社における売上の増加とコストの削減により業績が回復することが見込まれているためです。

さかいが、アルバース証券、フロンティア・マネジメント及び松山公認会計士事務所に提供した同社の飲食店舗運営事業の利益計画において、大幅な増益を見込んでいる事業年度がありますが、これは、同社における売上の増加とコストの削減により業績が回復することが見込まれているためです。

## ② 算定期間の経緯

統合3社は、上記の通り、それぞれの第三者算定期間機関に本件分割における株式割当比率の算定期間を依頼し、それぞれの第三者算定期間機関より「株式割当比率算定期間書」を受領しております。各社は、株式割当比率算定期間書における算定期間結果を参考に、各社の財務状況、資産の状況、将来の事業・業績見通し等の要因を総合的に勘案し、各社において株式割当比率について慎重に交渉、協議を重ねた結果、株式割当比率をジー・テイスト：ジー・ネットワークス：さかい=1：0.9：0.7とすることに合意し、本日開催された各社の取締役会において、本件分割における株式割当比率を決定の上、同日、3社間で共同新設分割計画を作成いたしました。

## ③ 算定期間機関との関係

アルバース証券、フロンティア・マネジメント及び松山公認会計士事務所はいずれも、統合3社から独立しており、各社の関連当事者には該当せず、本件分割に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

## (4) 公正性を担保するための措置

本件分割は、統合3社がともにジー・コミュニケーションの子会社であることから、統合3社に

とて支配株主との取引等に該当します。

本件分割の公正性・妥当性を確保するため、各社は上述の本件分割の対価の割当比率に関する財務分析の結果を受領しています。

さらに、統合3社は、それぞれ取締役会の意思決定過程における公正性及び適正性を確保するため、ジー・テイストは3社から独立した白石篤司法律事務所北村克己弁護士を、ジー・ネットワークスは3社から独立した西村あさひ法律事務所を、さかいは3社から独立した原島法律事務所をそれぞれ法務アドバイザーとして選任し、本件分割に対する取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

以上のことから、ジー・テイストの取締役会、ジー・ネットワークスの取締役会及びさかいの取締役会は、それぞれ、本件分割に関する公正性を担保するための措置を十分に講じているものと判断しています。

#### (5) 利益相反を回避するための措置

ジー・テイストの取締役会における本件分割の決定にあたっては、ジー・ネットワークス及びさかいの取締役を兼任している川上一郎氏、さかいの取締役を兼任している杉本英雄氏並びにジー・ネットワークスの取締役を兼任している稻角好宣氏は、利益相反回避の観点から、審議及び決議に参加しておりません。ジー・テイストにおいて、本件分割の検討・交渉に当たる責任者・担当者には、ジー・ネットワークス及びさかいの立場で本件分割に利害関係を有する者は含まれておりません。

ジー・ネットワークスの取締役会における本件分割の決定にあたっては、ジー・テイスト及びさかいの取締役を兼任している川上一郎氏並びにジー・テイストの取締役を兼任している稻角好宣氏は、利益相反回避の観点から、審議及び決議に参加しておりません。ジー・ネットワークスにおいて、本件分割の検討・交渉に当たる責任者・担当者には、ジー・テイスト及びさかいの立場で本件分割に利害関係を有する者は含まれておりません。

さかいの取締役会における本件分割の決定にあたっては、ジー・ネットワークス及びジー・テイストの取締役を兼任している川上一郎氏並びにジー・テイストの取締役を兼任している杉本英雄氏は、利益相反回避の観点から、審議及び決議に参加しておりません。さかいにおいて、本件分割の検討・交渉に当たる責任者・担当者には、ジー・テイスト及びジー・ネットワークスの立場で本件分割に利害関係を有する者は含まれておりません。

統合3社の監査役を兼任している佐藤加代子氏は、利益相反回避の観点から、統合3社の取締役会における本件分割の審議への参加及び意見表明をしておりません。

以上の措置を講じた上で、統合3社の取締役会において、それぞれの出席取締役全員一致で本件分割に係る決議を行っており、それぞれの出席監査役は本件分割を決議することに異議がない旨の意見を述べております。

また、本件分割の検討をするにあたり、統合3社は、それぞれ、支配株主であるジー・コミュニケーションと利害関係を有しない、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）に独立役員として届け出ているジー・テイストの監査役である小松正美氏、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に独立役員として届け出ているジー・ネットワークスの監査役である畠善高氏及び大阪証券取引所に独立役員として届け出ているさかいの監査役である黒川孝雄氏に、東京証券取引所及び大阪証券取引所の定める規則に基づき、本件分割に関する統合3社の少数株主にとって不利益なものではないか否かに関する検討を依頼し、平成25年5月14日付で、各社の少数株主にとって不利益でないと判断する旨を内容とする各社取締役会宛の意見書を取得しております。意見書の概要は後記5.の通りです。

#### (6) 本件分割の当事会社の概要

別紙1をご参照ください。

〔分割又は承継する事業部門の概要〕

① 分割又は承継する部門の事業内容

ジー・ティーストの飲食店舗運営事業

ジー・ネットワークスの飲食店舗運営事業

さかいの飲食店舗運営事業

② 分割又は承継する部門の経営成績

ジー・ティーストの飲食店舗運営事業

平成 25 年 3 月期売上高 13,522 百万円

ジー・ネットワークスの飲食店舗運営事業

平成 25 年 3 月期売上高 5,662 百万円

さかいの飲食店舗運営事業

平成 25 年 3 月期売上高 4,958 百万円

③ 分割又は承継する資産、負債の項目及び金額

クック・オペレーションへの承継額

(単位 : 百万円)

	資産の額	負債の額
ジー・ティースト	1,033	933
ジー・ネットワークス	336	236
さかい	433	333

(注) なお、上記に記載されている金額は平成 25 年 3 月 31 日現在のものであり、実際に分割される資産・負債の金額は、上記金額に本件分割効力発生日までの増減を加味したうえで確定いたします。

(7) 本件分割後の会社の状況

別紙 2 をご参照ください。

(8) 会計処理の概要

本件分割は、企業結合に関する会計基準上、統合 3 社がいずれもジー・コミュニケーションを親会社とすることから、共通支配下の取引に該当します。

3. 本件合併について

(1) 本件合併の目的

上記「1.(1) 本経営統合の目的」をご参照ください。

(2) 本件合併の要旨

① 本件合併の日程

上記「1.(2) 本経営統合の日程」をご参照ください。

② 本件合併の方式

ジー・ティーストを存続会社、ジー・ネットワークス及びさかいを消滅会社とする吸収合併です。なお、本件合併の効力は、本件分割の効力が生じることを条件として生じるものです。

(3) 本件合併に係る割当ての内容

	ジー・ティースト (吸収合併存続会社)	ジー・ネットワークス (吸収合併消滅会社)	さかい (吸収合併消滅会社)
本件合併に係る 割当ての内容	1	2	2

(注 1) ジー・ネットワークスの普通株式 1 株に対して、ジー・ティーストの普通株式 2 株を、さかいの普通株式 1 株に対して、ジー・ティーストの普通株式 2 株を割り当て交付します。ただ

- し、ジー・ネットワークスが保有する自己株式 4,726 株及びさかいが保有する自己株式 181,366 株については、本件合併による株式の割当ては行いません。
- (注2) 本件合併により発行するジー・テイストの新株式数：94,006,608 株（予定）  
なお、ジー・テイストはその保有する自己株式を本件合併による株式の割当てには一切充当いたしません。
- (注3) 本件合併に伴い、ジー・テイストの 1 単元である 100 株に満たない株数の割当てを受けることとなるジー・ネットワークス及びさかいの株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に従い、ジー・テイストに対して、自己の所有する単元未満株式の買取りを請求することができます。
- (注4) 本件合併に伴い、ジー・テイストの 1 単元である 100 株に満たない株数の割当てを受けることとなるジー・ネットワークス及びさかいの株主の皆様は、会社法第 194 条第 1 項及びジー・テイストの定款の規定に基づき、ジー・テイストに対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元（100 株）となる数の株式の売渡しを請求することができます。
- (注5) 本件合併に伴うジー・テイストの 1 株に満たない端数の交付はありません。

④ 本件合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

ジー・ネットワークスの発行する以下の新株予約権付社債については、本件合併に伴い、新株予約権付社債の内容を踏まえ、各新株予約権付社債権者に対し、その保有する新株予約権付社債に代わるものとしてジー・テイストの新株予約権付社債を交付するものとします。

- ・ 株式会社ジー・ネットワークス第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（平成 25 年 3 月 18 日発行）
- ・ 株式会社ジー・ネットワークス第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（平成 25 年 3 月 18 日発行）
- ・ 株式会社ジー・ネットワークス第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（平成 25 年 3 月 18 日発行）

さかいの発行する以下の新株予約権付社債については、本件合併に伴い、新株予約権付社債の内容を踏まえ、各新株予約権付社債権者に対し、その保有する新株予約権付社債に代わるものとしてジー・テイストの新株予約権付社債を交付するものとします。

- ・ 株式会社さかい第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（平成 25 年 3 月 18 日発行）
- ・ 株式会社さかい第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（平成 25 年 3 月 18 日発行）
- ・ 株式会社さかい第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（平成 25 年 3 月 18 日発行）

(3) 本件合併に係る割当ての内容の算定根拠等

① 算定の基礎

本件合併比率については、その公正性・妥当性を確保するため、統合 3 社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することとし、ジー・テイストはアルバース証券、ジー・ネットワークスはフロンティア・マネジメント、さかいは松山公認会計士事務所を、算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

アルバース証券は、3 社の普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから、市場株価平均法を採用するとともに、3 社それぞれについて DCF 法による算定を行いました。

ジー・テイストの 1 株あたり株式価値を 1 とした場合における合併比率の算定レンジは、以下の通りです。

	ジー・テイスト (吸収合併存続会社)	ジー・ネットワークス (吸収合併消滅会社)	さかい (吸収合併消滅会社)
市場株価平均法	1	1.76～2.42	1.76～2.38
DCF 法	1	1.44～5.14	1.88～8.18

なお、市場株価平均法の算定レンジは、平成 25 年 5 月 14 日を算定基準日とし、それぞれの普通株式の算定基準日から遡る 1 ヶ月間の株価終値平均、算定基準日から遡る 3 ヶ月間の株価終値平均、及び算定基準日から遡る 6 ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

アルバース証券は、合併比率算定にあたり検討した公開情報及び 3 社から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自に正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また、3 社とその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含む。）の時価又は公正価値について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、3 社から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、各社の経営陣により現在可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に従い各社の財務状況が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくこれらの予測及びそれに関連する資料に依拠しております。

アルバース証券の合併比率算定は、平成 25 年 5 月 14 日現在までの上記情報等を反映したものであります。

フロンティア・マネジメントは、3 社の普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから、市場株価平均法を採用するとともに、3 社それぞれについて DCF 法による算定を行いました。

ジー・テイストの 1 株あたり株式価値を 1 とした場合の各手法における合併比率の算定レンジは、以下の通りです。

	ジー・テイスト (吸収合併存続会社)	ジー・ネットワークス (吸収合併消滅会社)	さかい (吸収合併消滅会社)
市場株価平均法	1	1.94～2.28	1.91～2.20
DCF 法	1	1.95～2.12	1.82～2.21

なお、市場株価平均法の算定レンジは、平成 25 年 5 月 14 日を算定基準日とし、それぞれの普通株式の算定基準日から遡る 1 ヶ月間の株価終値平均、算定基準日から遡る 3 ヶ月間の株価終値平均、及び算定基準日から遡る 6 ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

フロンティア・マネジメントは、合併比率算定にあたり検討した公開情報及び 3 社から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自に正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また、3 社とその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含む。）の時価又は公正価値について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、3 社から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、各社の経営陣により現在可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に従い各社の財務状況が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくこれらの予測及びそれに関連する資料に依拠しております。

フロンティア・マネジメントの合併比率算定は、平成 25 年 5 月 14 日現在までの上記情報等を反映したものであります。

松山公認会計士事務所は 3 社の普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから、市場株価平均法を採用するとともに、3 社それぞれについて DCF 法による算定を行いました。

ジー・テイストの 1 株あたり株式価値を 1 とした場合の各手法における合併比率の算定レンジは、以下の通りです。

	ジー・テイスト (吸収合併存続会社)	ジー・ネットワークス (吸収合併消滅会社)	さかい (吸収合併消滅会社)
市場株価平均法	1	1.78～2.45	1.72～2.41
DCF 法	1	1.60～2.39	1.56～2.33

なお、市場株価平均法の算定レンジは、平成 25 年 5 月 14 日を算定基準日とし、それぞれの普通株式の算定基準日から遡る 1 ヶ月間の株価終値平均、算定基準日から遡る 3 ヶ月間の株価終値平均、及び算定基準日から遡る 6 ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

松山公認会計士事務所は、合併比率算定にあたり検討した公開情報及び 3 社から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自に正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また、3 社とその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含む。）の時価又は公正価値について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、3 社から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、各社の経営陣により現在可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に従い各社の財務状況が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくこれらの予測及びそれに関連する資料に依拠しております。

松山公認会計士事務所の合併比率算定は、平成 25 年 5 月 14 日現在までの上記情報等を反映したものであります。

なお、DCF 法の算定の基礎として、ジー・テイストがアルバース証券、フロンティア・マネジメント及び松山公認会計士事務所に提供した同社の利益計画において、大幅な減益を見込んでいる事業年度がありますが、これは、同社における売上の減少により業績が落ち込むことが見込まれているためです。

ジー・ネットワークスが、アルバース証券、フロンティア・マネジメント及び松山公認会計士事務所に提供した同社の利益計画において、大幅な増益を見込んでいる事業年度がありますが、これは、同社における売上の増加とコストの削減により業績が向上することが見込まれているためです。

さかいが、アルバース証券、フロンティア・マネジメント及び松山公認会計士事務所に提供した同社の利益計画において、大幅な増益を見込んでいる事業年度がありますが、これは、同社における売上の増加とコストの削減により業績が向上することが見込まれているためです。

## ② 算定の経緯

統合 3 社は、上記の通り、それぞれの第三者算定機関に本件合併に係る合併比率の算定を依頼し、それぞれの第三者算定機関より「合併比率算定書」を受領しております。各社は、合併比率算定書における算定結果を参考に、各社の財務状況、資産の状況、将来の事業・業績見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、各社において合併比率について慎重に交渉、協議を重ねた結果、最終的に上記「(2) ③ 本件合併に係る割当ての内容」の合併比率（以下「本件合併比率」といいます。）が妥当であると判断し、本日開催された各社の取締役会において、本件合併に係る合併契約を締結することを決議いたしました。

## ③ 算定機関との関係

アルバース証券、フロンティア・マネジメント及び松山公認会計士事務所はいずれも、統合 3 社から独立しており、各社の関連当事者には該当せず、本件合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

#### (4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本件合併に伴い、ジー・ネットワークス及びさかいの普通株式は、平成 25 年 7 月 29 日をもって、その上場する証券取引所の上場廃止基準により上場廃止となる予定です。

なお、本件合併の目的は、上記「1.(1) 本経営統合の目的」に記載の通りであり、ジー・ネットワークス及びさかいの上場廃止そのものを目的とするものではありません。

ジー・ネットワークス及びさかいの普通株式が上場廃止となった後も、本件合併によりジー・ネットワークス及びさかいの株主の皆様に割り当てるジーテイストの普通株式は大阪証券取引所開設の JASDAQ 市場に上場され、本件合併後も同取引市場での取引が可能であることから、本件合併によりジーテイストの単元株式数である 100 株以上の普通株式の割当を受けるジーネットワークス及びさかいの株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、東京証券取引所と大阪証券取引所は平成 25 年 1 月 30 日に、同年 7 月 16 日に現物市場を統合する予定である旨を発表しております。

上記(2)(3)に記載の通り、本件合併に伴い、ジーテイストの単元株式数である 100 株未満のジーテイストの普通株式を有することとなる株主の皆様においては、本件合併後に JASDAQ 市場において単元未満株式を売却することはできませんが、ジーテイストの単元未満株式の買取制度（100 株未満の普通株式の売却）及び単元未満株式の買増制度（併せて 1 単元（100 株）となる数の普通株式の売渡請求）をご利用いただけます。

#### (5) 公公平性を担保するための措置

本件合併は、統合 3 社がともにジー・コミュニケーションの子会社であることから、統合 3 社にとって支配株主との取引等に該当します。

本件合併の公正性・妥当性を確保するため、各社は上述の本件合併比率に関する財務分析の結果を受領しています。

さらに、統合 3 社は、それぞれ取締役会の意思決定過程における公正性及び適正性を確保するため、ジーテイストは 3 社から独立した白石篤司法律事務所北村克己弁護士を、ジーネットワークスは 3 社から独立した西村あさひ法律事務所を、さかいは 3 社から独立した原島法律事務所をそれぞれ法務アドバイザーとして選任し、本件合併に対する取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

以上のことから、ジー・ネットワークスの取締役会、ジーテイストの取締役会及びさかいの取締役会は、それぞれ、本件合併に関する公正性を担保するための措置を十分に講じているものと判断しています。

#### (6) 利益相反を回避するための措置

ジーテイストの取締役会における本件合併の決定にあたっては、ジーネットワークス及びさかいの取締役を兼任している川上一郎氏、さかいの取締役を兼任している杉本英雄氏並びにジーネットワークスの取締役を兼任している稻角好宣氏は、利益相反回避の観点から、審議及び決議に参加しておりません。ジーテイストにおいて、本件合併の検討・交渉に当たる責任者・担当者には、ジーネットワークス及びさかいの立場で本件合併に利害関係を有する者は含まれておりません。

ジー・ネットワークスの取締役会における本件合併の決定にあたっては、ジーテイスト及びさかいの取締役を兼任している川上一郎氏並びにジーテイストの取締役を兼任している稻角好宣氏は、利益相反回避の観点から、審議及び決議に参加しておりません。ジーネットワークスにおいて、本件合併の検討・交渉に当たる責任者・担当者には、ジーテイスト及びさかいの立場で本件合併に利害関係を有する者は含まれておりません。

さかいの取締役会における本件合併の決定にあたっては、ジーネットワークス及びジーテイストの取締役を兼任している川上一郎氏並びにジーテイストの取締役を兼任している杉本英雄氏

は、利益相反回避の観点から、審議及び決議に参加しておりません。さかいにおいて、本件合併の検討・交渉に当たる責任者・担当者には、ジー・テイスト及びジー・ネットワークスの立場で本件合併に利害関係を有する者は含まれておりません。

統合3社の監査役を兼任している佐藤加代子氏は、利益相反回避の観点から、統合3社の取締役会における本件合併の審議への参加及び意見表明をしておりません。

以上の措置を講じた上で、統合3社の取締役会において、それぞれの出席取締役全員一致で本件合併に係る決議を行っており、それぞれの出席監査役は本件合併を決議することに異議がない旨の意見を述べております。

また、本件合併の検討をするにあたり、統合3社は、それぞれ、支配株主であるジー・コミュニケーションと利害関係を有しない、大阪証券取引所に独立役員として届け出ているジー・テイストの監査役である小松正美氏、東京証券取引所に独立役員として届け出ているジー・ネットワークスの監査役である畠善高氏及び大阪証券取引所に独立役員として届け出ているさかいの監査役である黒川孝雄氏に、東京証券取引所及び大阪証券取引所の定める規則に基づき、本件合併に関する統合3社の少数株主にとって不利益なものではないか否かに関する検討を依頼し、平成25年5月14日付で、各社の少数株主にとって不利益でないと判断する旨を内容とする各社取締役会宛の意見書を取得しております。意見書の概要は後記5.の通りです。

#### (7) 会計処理の概要

本件合併は、企業結合に関する会計基準上、統合3社がいずれもジー・コミュニケーションを親会社とすることから、共通支配下の取引に該当しますので、のれんは発生しない見込みです。

### 4. 今後の見通し

本件分割及び本件合併により、統合3社の従来の店舗展開エリアにおいて重複していた部門の再編・統合、物流の合理化、本社機能の統一等が可能となり、収益の向上及びコスト削減が見込まれます。なお、今後具体的な事業見通し、組織体制等につきましては今後3社において検討し、明らかになり次第公表いたします。また、株主優待制度については、合併後の会社の今後の状況を踏まえて、適切な時期に見直しをいたします。

### 5. 支配株主との取引等に関する事項

本件分割及び本件合併は、統合3社がいずれもジー・コミュニケーションの子会社であることから、それぞれにとって支配株主との取引等に該当します。

ジー・テイストが、平成24年9月20日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、「当社と支配株主との取引につきましては、一般的の取引と同等の条件によることとし、重要性のある取引については、取締役会において取引の是非を決定しておりますので、少数株主に不利益をもたらすようなことはありません。」というものであり、本件分割及び本件合併についても、上記2.(4)及び(5)並びに上記3.(5)及び(6)に記載の通り、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じ、少数株主の利益に慎重に対応した上、目的、その他の取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行い、出席取締役及び監査役全員の承認を得て決定しておりますので、当該方針に適合しております。

また、上記2.(5)及び上記3.(6)記載の通り、支配株主であるジー・コミュニケーションと利害関係を有しない、大阪証券取引所に独立役員として届け出ているジー・テイストの監査役である小松正美氏は、平成25年5月14日付で、次の①から③までの理由を総合的に考慮した結果、少数株主の利益への配慮に合理性があると判断され、本件分割及び本件合併を決議することが少数株主にとって不利益でないと判断する旨の意見書を提出しております。

① 本件分割は、統合3社が共同新設分割により設立する事業運営子会社に対して飲食店舗運営事

業の権限を委譲することにより、機動的かつ柔軟な意思決定と業務執行を目指すことを目的としており、また、本件合併は、外食産業の厳しい経営環境に直面し、警戒感を強め事業基盤を強化しつつ経営体質の効率化を図ることが3社における緊急の課題となっているところ、本件合併により、3社の連携効果を最大化するために最善の選択肢である、全国的な仕入・物流を含む取引関係等の一体化を進め、これら3社の飲食事業・教育事業等の事業において、地域別に重複した部門を再編・統合し、Gcom グループにおける総合的な経営・管理体制を構築し、持続的な成長と企業価値の最大化を図り、上記重要課題である経営体質の効率化を図ることを目的としているものであり、本件分割及び本件合併の目的は公正である。

- ② 本件分割及び本件合併はともに、それぞれが選定した3社から独立した第三者算定機関が作成した「株式割当比率算定書」及び「合併比率算定書」を参考として、慎重に交渉、協議を重ねた結果合意したものであるところ、各算定には特段不合理な点は見当たらないこと、本件分割及び本件合併の手続について3社とも独立した法律事務所より法的助言を受け、慎重に協議、交渉を進めていること、ジー・テイストにおいて利益相反を回避するための措置が講じられていることから、本件分割及び本件合併の手続及び諸条件は公正である。
- ③ 本件分割及び本件合併により、経営資源の集中と経営体質の効率化による収益増大・競争力の強化、機動力を生かした適材適所での経営可能性等が見込まれる。

ジー・ネットワークスが、平成25年2月12日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、「当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引と同等の条件によることとし、重要性のある取引については、取締役会において取引の是非を決定しておりますので、少数株主に不利益をもたらすようなことはありません。」というものであり、本件分割及び本件合併についても、上記2.(4)及び(5)並びに上記3.(5)及び(6)に記載の通り、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じ、少数株主の利益に慎重に対応した上、目的、その他の取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行い、出席取締役及び監査役全員の承認を得て決定しておりますので、当該方針に適合しております。

また、上記2.(5)及び上記3.(6)記載の通り、支配株主であるジー・コミュニケーションと利害関係を有しない、東京証券取引所に独立役員として届け出ているジー・ネットワークスの監査役である畠善高氏は、平成25年5月14日付で、次の①から③までの理由を総合的に考慮した結果、少数株主の利益への配慮に合理性があると判断され、本件分割及び本件合併を決議することが少数株主にとって不利でないと判断する旨の意見書を提出しております。

- ① 本件分割は、ジー・ネットワークス、ジー・テイスト及びさかいが営む飲食店舗運営事業について事業運営子会社を設立し、当該事業運営子会社に対して権限委譲を行うことで機動的かつ柔軟な意思決定と業務執行を目指すことを目的としており、また、本件合併は、全国的な仕入・物流を含む取引関係等の一体化によってジー・ネットワークス、ジー・テイスト及びさかいの連携効果の最大化を図るとともに、地域別に重複した部門を再編・統合し、総合的な経営・管理体制を構築することによって、持続的な成長と企業価値の最大化を図り、3社における共通の重要課題である経営効率を高めることを目的としているものであり、本件分割及び本件合併の目的は公正である。
- ② 本件分割及び本件合併に際しては、3社とも独立した第三者算定機関を選定し、これらの第三者算定機関が作成した「株式割当比率算定書」及び「合併比率算定書」における算定結果を参考として、慎重に交渉、協議を重ねた結果、決定しており、また、各算定には特段不合理な点は見当たらない。なお、本件合併により、ジー・ネットワークスの普通株式は上場廃止となることが見込まれるもの、ジー・ネットワークスの株主に対しては、JASDAQ市場に上場されたジー・テイストの普通株式が対価として交付されるとのことであり、少数株主に対して、引き続き株式の流動性を提供できるよう、合併対価の決定に際しても、一定の配慮がなされているといえる。さらに、本件分割及び本件合併の手続について3社とも独立した法律事務所より法的助言を受けている。ジー・ネットワークスにおいて利益相反を回避するための措置も講じら

れている。以上より、本件分割及び本件合併の手続及び諸条件は公正である。

- ③ 本件分割及び本件合併により、規模の拡大に伴うメリットの享受、経営体質の効率化による収益率の向上等が見込まれる。

さかいは、支配株主との取引については、一般的な取引と同様の条件によることとし、重要性のある取引については、取締役会において取引の是非を決定しております。本件分割及び本件合併に関する決議を行うことについても、上記2.(4)及び(5)並びに上記3.(5)及び(6)に記載の通り、当社取締役会において、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じ、少数株主の利益に慎重に対応した上、目的、その他の本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行った上、出席取締役及び監査役全員の承認を得て決定しているものであり、さかいにおける少数株主の保護の方針に適合しております。

また、上記2.(5)及び上記3.(6)記載の通り、支配株主であるジー・コミュニケーションと利害関係を有しない、大阪証券取引所に独立役員として届け出ているさかいの監査役である黒川孝雄氏は、平成25年5月14日付で、次の①から③までの理由から、少数株主の利益への配慮に合理性があると判断され、本件分割及び本件合併を決議することが少数株主にとって不利益でないと判断する旨の意見書を提出しております。

- ① 本件分割は、飲食事業において、環境変化に柔軟に対応するため、さかい、ジー・テイスト及びジー・ネットワークスが、共同で事業運営子会社を設立し、当該子会社に飲食店舗運営事業の権限を委譲することにより、機動的かつ柔軟な意思決定と業務執行を可能とすることを目的としているものであり、また、本件合併は、統合3社の連携により全国的な仕入・物流を含む取引関係等の一体化によって地域別に重複した部門を再編・統合するとともに、Gcomグループにおける総合的な経営・管理体制の構築を可能とし、売上の拡大及び収益力を向上させること、3社における共通の重要課題である経営効率の向上を目的としているものであり、公正であると判断した。
- ② 本件分割及び本件合併はとともに、3社とも独立した第三者算定機関が作成した「株式割当比率算定書」及び「合併比率算定書」を参考としているところ、各算定に特段不合理な点は認められない。本件合併の対価についても、JASDAQ市場に上場されたジー・テイストの普通株式が交付されるとのことであり、さかいの少数株主に対して、引き続き株式の流動性を提供できるよう、一定の配慮がなされている。また、本件分割及び本件合併の手続については3社とも独立した法律事務所より法的助言を受けており、さらに、利益相反を回避する措置が講じられている。以上により、本件分割及び本件合併の手続及び諸条件は公正なものであると判断した。
- ③ 本件分割及び本件合併により、経営資源の集中による機動的な経営、経営の効率化、スケールメリットの享受、新業態への対応可能性等のメリットが見込まれる。

(本件に関するお問い合わせ先)

株式会社ジー・テイスト	管理本部	022(762)8540
株式会社ジー・ネットワークス	管理本部	0836(83)5511
株式会社さかい	財務経理部	052(910)1729

以上

## 本件分割及び本件合併の当事会社の概要

	分割会社・合併存続会社	分割会社・合併消滅会社	分割会社・合併消滅会社
(1) 名 称	株式会社ジー・テイスト	株式会社ジー・ネットワークス	株式会社さかい
(2) 所 在 地	仙台市宮城野区榴岡二丁目 2番 10号	山口県山陽小野田市大字西高泊 字西大塚 1198 番地4	名古屋市北区黒川本通二丁目 46 番地
(3) 代 表 者	代表取締役社長 稻吉 史泰	代表取締役社長 阿久津 貴史	代表取締役社長 山下 淳
(4) 事 業 内 容	外食店舗の直営及びFC事業、 教育事業	外食店舗の直営及びFC事業、教 育事業、食品加工事業等	外食店舗の直営及びFC事業
(5) 資 本 金	1,785 百万円	1,715 百万円	1,795 百万円
(6) 設 立 年 月 日	昭和 34 年 11 月	昭和 41 年 5 月	昭和 55 年 5 月
(7) 発 行 済 株 式 数	74,364,376 株	23,584,000 株	23,605,396 株
(8) 決 算 期	3月 31 日	3月 31 日	3月 31 日
(9) 従 業 員 数	450 人	226 人	133 人
(10) 主 要 取 引 先	ビー・サプライ(株)、(株)マルト水 谷	(株)トーホーフードサービス、(株) マルト水谷	ビー・サプライ(株)、(株)マルト水 谷
(11) 主 要 取 引 銀 行	三菱東京UFJ銀行、七十七銀行	三菱東京UFJ銀行、広島銀行	三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行
(12) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	ジー・コミュニケーション 44.28% 樋口 肇 4.28% 河島 伸浩 3.75% ジー・テイスト取引先持株会 2.23% 川端 隆 1.37%	ジー・コミュニケーション 45.81% パオ取引先持株会 4.33% 樋口 肇 1.83% 日本トラスティ・サービス信託 銀行(株) (信託口 4) 1.27% 日本生命保険相互会社 1.10%	ジー・コミュニケーション 48.77% 樋口 肇 2.48% アリアケジャパン(株) 1.86% (株)J・ART 産業 1.71% (株)大光 1.31%
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	統合3社はともにジー・コミュニケーションの子会社に該当します。なお、統合3社の間には資本関係はありません。		
人 的 關 係	ジー・テイストとジー・ネットワークスの間では、取締役2名、監査役1名の兼任があり、ジー・ネットワークスとさかいの間では、取締役1名、監査役1名の兼任があります。また、ジー・テイストとさかいの間では、取締役2名、監査役1名の兼任があります。		
取 引 關 係	統合3社のそれぞれの間には商品・サービスの売買の取引関係があります。		

	関連当事者への該当状況	統合3社はともにジー・コミュニケーションの子会社に該当し、それぞれ相互に関連当事者に該当します。
--	-------------	--

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	ジー・ティースト			ジー・ネットワークス			さかい		
	2011年 3月期	2012年 3月期	2013年 3月期	2011年 3月期	2012年 3月期	2013年 3月期	2011年 3月期	2012年 3月期	2013年 3月期
純資産	3,646	4,741	4,869	2,670	2,204	2,233	1,814	1,521	1,594
総資産	11,371	11,259	10,024	5,245	4,652	4,491	4,770	4,384	4,282
1株当たり 純資産(円)	55.41	63.76	65.48	113.24	93.49	94.71	77.45	64.94	68.06
売上高	17,693	16,901	15,503	7,348	7,521	7,297	7,020	5,787	5,483
営業利益	139	1,172	774	192	111	102	89	△97	121
経常利益	25	1,120	730	219	101	96	118	△31	185
当期純利益	△2,188	794	127	11	△465	28	△263	△292	73
1株当たり当期 純利益(円)	△36.26	11.55	1.72	0.50	△19.75	1.21	△11.48	△12.51	3.12
1株当たり 配当金(円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(単位：百万円。特記しているものを除く)

(注) 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。なお、ジー・ティースト、ジー・ネットワークス及びさかいの自己株式はそれぞれ1,729株、4,726株、181,366株です。

## 本件分割及び本件合併後の会社の状況

	分割会社・合併存続会社	新設分割設立会社
(1) 名 称	株式会社ジー・ティスト	株式会社クック・オペレーション
(2) 所 在 地	仙台市宮城野区	名古屋市北区
(3) 代表者の役職・ 氏 名	代表取締役社長：杉本 英雄 代表取締役副社長：稻吉 史泰	取締役：阿久津 貴史 取締役：稻吉 史泰
(4) 事 業 内 容	株式会社クック・オペレーションの管理、 外食店舗のFC事業及び教育事業等	飲食店舗運営事業
(5) 資 本 金	100 百万円	50 百万円
(6) 純 資 産	未定（現時点では確定しておりません）	300 百万円
(7) 総 資 産	未定（現時点では確定しておりません）	未定（現時点では確定しておりません）
(8) 決 算 期	3月 31 日	3月 31 日